

ETF 及び ETN への注文に対する数量制限等に係る取扱いについて

2023 年 9 月 21 日適用

1. ETF 及び ETN への注文に対する数量制限の設定値について

当取引所においては、有価証券の種類によって数量制限を設定方法が異なっており、ETF 及び ETN(以下「ETF 等」という)については、純資産額¹の水準によって適用する数量制限を定めております。

2023 年 9 月 21 日以降、内国 ETF 等について、純資産額 が 1,000 億円未満の場合、300 億円に相当する数量を注文の数量制限値として設定します。また、重複上場されている外国 ETF についても、300 億円に相当する数量を注文の数量制限値として設定します。詳細は下表をご覧ください。

有価証券の種類		注文の数量制限(エラーとする注文の数量)	
		立会市場	ToSTNeT 市場
内国株券 (新株予約権及び REIT 等を含む、内国 ETF 等を除く)		上場株式数の 30%を超える注文	上場株式数の 30%を超える注文
内国 ETF 等 (重複上場されていない外国 ETF を含む)	純資産額 10 億円未満	3 億円に相当する数量を超える注文	300 億円に相当する数量を超える注文
	純資産額 10 億円以上 1,000 億円未満	上場口数の 30%を超える注文	
	純資産額 1,000 億円以上		上場口数の 30%を超える注文
外国株券 ² (外国株預託証券等を含む、重複上場されている外国 ETF を除く)		3 万売買単位を超える注文	3 万売買単位を超える注文
重複上場されている外国 ETF		3 万売買単位を超える注文	300 億円に相当する数量を超える注文

(純資産額、上場口数及び上場株式数は前月末時点の数値を利用)

¹ ETN においては残存償還価額の総額と読み替えます。

² ただし、当取引所単独上場銘柄及びメディシノバ・インク(4875)については、内国株券と同様の数量制限を適用しております。

2. ETF 等における注文の数量制限の設定方法・公表について

(1) 数量制限の計算と適用

原則として、各銘柄の月末営業日の純資産額、上場口数及び終値等をもとに、設定される制限値を計算し、翌月 21 日(休業日の場合は翌営業日)から適用します(端数は切捨てることとします)。ただし、新規上場銘柄については、連動対象指数の終値あるいは当初発行価格等の当取引所が適当と認める値を用いて、設定される制限値を計算し、新規上場日から適用することとします。

(2) arrowhead における「上場株式数」の設定値について

当取引所の立会市場の売買システム(arrowhead)においては、原則として、各銘柄の前月末時点における上場口数を「上場株式数」として設定しております。当該項目は arrowhead からのシステム間連携によって、取引参加者が参照することができますが、3 億円に相当する数量が数量制限として設定されている銘柄については、10 億円に相当する数量を「上場株式数」として設定することとします³。

そのため、当該銘柄に係る「上場株式数」については、各銘柄の実際の上場口数とは異なる値が設定されることとなりますので、実際の上場口数等を参照いただく際には、ウェブサイトで公表される値をご利用ください。

(3) 設定値の公表

ETF 等全銘柄について、各銘柄に設定される注文の制限数量及び前月末時点の実際の上場口数等を、適用日の前営業日に、ウェブサイトで公表します⁴。また、新規上場銘柄や分割・併合銘柄等については、都度公表します。

3. 一定数量を超える注文に係る取扱いについて

原則として、上場株式数の 5%超 30%以下の注文(外国株券の場合は 1 万売買単位超 3 万売買単位以下)については、取引参加者へ注文内容の確認等を行うこととしております。また、内国 ETF 等については「上場口数の 5%の数量」と「一定注文金額に相当する数量」のうちいずれか大きな値を超えた場合、重複上場されている外国 ETF については 1 万売買単位を超えた場合に、注文内容の確認等を行うこととしております。詳細は下表の、「注文内容の確認等の対象となる数量」をご覧ください。

なお、当該注文が誤注文であることが確認された場合で、約定する可能性が高いときは、付合せ(特別気配の表示を含む。)を一時留保したうえで、当該取引参加者に対し注文の取消しを要請することとしておりますが、本運用についての変更はありません。

³ ToSTNeT における「上場株式数」は、システム間連携による配信は行われません。実際の上場口数等を参照いただく際には、ウェブサイトで公表される値をご利用ください。

⁴ JPX ウェブサイト(<https://www.jpj.co.jp/equities/products/etfs/trading/index.html>)の「注文の数量制限」において公表しております。

有価証券の種類		注文内容の確認等の対象となる数量(原則)	
		立会市場	ToSTNeT 市場
内国 ETF 等 (重複上場されて いない外国 ETFを含む)	純資産額 10 億円未満	5,000 万円に相当する 数量を超える注文	50 億円に相当する数 量を超える注文
	純資産額 10 億円以上 1,000 億円未満	上場口数の 5%を超える 注文	
	純資産額 1,000 億円以上		上場口数の 5%を超える 注文
重複上場されている外国 ETF		1 万売買単位を超える 注文	50 億円に相当する数 量を超える注文

以 上